

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 用語の定義として、電波法（第2条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送るための通信設備をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音響を送るための通信設備をいう。
- 3 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A-2 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を開設しようとする者は、 **A** ならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) **B** 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が **C** 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
- (4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

A

- 1 総務大臣の免許を受けなければ
- 2 総務大臣の免許を受けなければ
- 3 当該無線局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者でなければ
- 4 当該無線局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者でなければ

B

- 1 小規模な
- 2 発射する電波が著しく微弱な
- 3 発射する電波が著しく微弱な
- 4 小規模な

C

- 1 0.01ワット
- 2 1ワット
- 3 0.01ワット
- 4 1ワット

A-3 無線局の予備免許を受けた者が総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときにとるべき措置に関する記述として、電波法（第9条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 無線局の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、電波法第10条（落成後の検査）の検査に際しその旨を検査職員に申し出なければならない。
- 3 無線局の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を総務大臣に申請し、その登録を受けなければならない。
- 4 無線局の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、電波法第10条（落成後の検査）の検査が終了した後に交付される無線局検査結果通知書の所定の欄にその旨を記載しなければならない。

A-4 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により無線局の無線設備の設置場所の変更の許可を受けた免許人の当該許可に係る無線設備の運用に関する記述として、電波法（第18条第1項）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その変更が許可の内容に適合していることを証する書面を総務大臣に提出した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 免許人は、その変更をした後、試験電波を発射し、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないことを確認した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 免許人は、総務大臣の検査を受け、その変更が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 免許人は、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者の検査を受け、その検査結果を記載した書類を総務大臣に提出し、その変更が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A-5 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の A、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- | A | B |
|---------------|-----------|
| 1 変調度及び周波数安定度 | 高調波の強度等 |
| 2 変調度及び周波数安定度 | 空中線電力の偏差等 |
| 3 周波数の偏差及び幅 | 空中線電力の偏差等 |
| 4 周波数の偏差及び幅 | 高調波の強度等 |

A-6 次の記述は、^{せん}尖頭電力及び平均電力の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「^{せん}尖頭電力」とは、通常の動作状態において、 A 電力をいう。
- ② 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる B の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。

- | A | B |
|--|-------|
| 1 総務大臣が別に定める方法により測定した送信機の高周波出力の最大の | 最低周波数 |
| 2 総務大臣が別に定める方法により測定した送信機の高周波出力の最大の | 最高周波数 |
| 3 変調包絡線の最高 ^{せん} 尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の | 最低周波数 |
| 4 変調包絡線の最高 ^{せん} 尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の | 最高周波数 |

A-7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から B 以上のものでなければならない。ただし、次の各号の場合は、この限りでない。

- (1) B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

- | A | B | C |
|----------|---------|-------|
| 1 300ボルト | 4.5メートル | 取扱者 |
| 2 300ボルト | 2.5メートル | 無線従事者 |
| 3 600ボルト | 2.5メートル | 取扱者 |
| 4 600ボルト | 4.5メートル | 無線従事者 |

A-8 空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則（第22条）に規定するものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線の利得
- 2 水平面の主^{ふく}輻射の角度の幅
- 3 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 4 給電線よりの^{ふく}輻射

A-9 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は A 無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 B に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

A

- 1 遭難通信、緊急通信若しくは安全通信を行う無線局の
- 2 遭難通信、緊急通信若しくは安全通信を行う無線局の
- 3 人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する
- 4 人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する

B

- 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
- 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
- 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A-10 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する記述として、無線局運用規則（第19条の2第2項）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 2 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、少なくとも3分経過した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 3 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、試験電波の発射を行い、他の無線局から発射の停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- 4 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、空中線電力を低減して呼出しを行い、他の無線局から呼出しの停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

A-11 次の記述は、アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

自局に対する A ときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「 B」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A

- 1 呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実である
- 2 呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実である
- 3 呼出しであることが確実でない呼出しを受信した
- 4 呼出しであることが確実でない呼出しを受信した

B

- 貴局名は何ですか
- 誰かこちらを呼びましたか
- 誰かこちらを呼びましたか
- 貴局名は何ですか

A-12 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第258条及び第259条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局は、自局の発射する電波が A 支障を与え、若しくは与える虞^{おそれ}があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② アマチュア局の送信する通報は、 B であってはならない。

A

- 1 重要無線通信を行う無線局の運用に
- 2 重要無線通信を行う無線局の運用に
- 3 他の無線局の運用又は放送の受信に
- 4 他の無線局の運用又は放送の受信に

B

- 長時間継続するもの
- 他人の依頼によるもの
- 他人の依頼によるもの
- 長時間継続するもの

A-13 次の記述は、モールス無線通信における通報の送信方法について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第135条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号とそのモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信において通報を送信しようとするときは、「ヒゼウ」（欧文であるときは、「」）を前置して行うものとする。

	略符号	モールス符号
1	OSO	----...----
2	OSO	...-----...
3	EXZ	. -...- . .----
4	EXZ	. -...- ----...

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「こちらは、空電に妨げられていません。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1	---..-
2	---..	..-	---.	..-----
3	---..	..------
4	---..	..-

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

	字句	モールス符号
1	AMERICA	.- -- . .-.. . . -.- .-
2	MEXICO	-. . -...- . . -.- ----
3	DOMINICA	... ---- -. . . -.- . . -.- .-
4	ECUADOR	. -...- .-.. .- -...- ---- .-

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 3VKXPJZ5 を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1	...--	...-	..-	...-	..--.	..----	---..
2	...--	...-	..--.	...-	..--.	..----	---..
3	---..	...-	..--.	...-	..-	..----	---..	-----
4	---..	...-	..-	...-	..--.	..----	---..	-----

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反した場合に総務大臣が行う処分に関する記述として、電波法（第76条第1項）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、期間を定めて無線局の周波数を制限することができる。
- 2 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、無線局の免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、期間を定めて無線局の空中線電力を制限することができる。

A-18 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付について述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の には、同じ字句が入るものとする。

無線従事者は、 A に変更を生じたとき又は免許証を B ために免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真 C
- (3) A の変更の事実を証する書類（ A に変更を生じたときに限る。）

	A	B	C
1	住所	失った	1枚
2	住所	汚し、破り、若しくは失った	2枚
3	氏名	失った	2枚
4	氏名	汚し、破り、若しくは失った	1枚

A-19 次の記述は、社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人が行わなければならないことを述べたものである。電波法施行規則（第43条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

社団であるアマチュア局の免許人は、その A に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。） B なければならない。

	A	B
1	定款及び理事	の許可を受け
2	定款及び理事	に届け出
3	代表者	の許可を受け
4	代表者	に届け出

A-20 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第79条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線従事者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその A することができる。

- (1) 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) B とき。
- (3) 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

	A	B
1	無線設備の操作の範囲を制限	日本の国籍を失った
2	無線設備の操作の範囲を制限	不正な手段により免許を受けた
3	業務に従事することを停止	不正な手段により免許を受けた
4	業務に従事することを停止	日本の国籍を失った

A-21 次の記述は、「有害な混信」の定義である。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の A の運用を B し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを C し若しくは B する混信をいう。

	A	B	C
1	安全業務	妨害	反覆的に中断
2	安全業務	制限	中断
3	特別業務	制限	反覆的に中断
4	特別業務	妨害	中断

A-22 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 2 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、無線通信規則に従って運用している送信機から混信を受けないようなものを採用するものとする。
- 3 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- 4 送信局は、主管庁が定める周波数の許容偏差に従うよう努力するものとする。

A-23 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について A に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁から B に行わなければならない。
- ③ 主管庁がその権限に基づく局によって、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（混信）第15.1号）の違反が行われたことを知った場合には、事実を確認して C 。

A	B	C
1 国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
2 国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に報告する
3 その局の属する国の主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
4 その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に報告する

A-24 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 A されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 B に限って、 C の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

A	B	C
1 意味を隠すために暗号化	主管庁相互間の特別取決めがある場合	アマチュア局以外の局との国際通信
2 意味を隠すために暗号化	緊急時及び災害救助時	第三者のために国際通信
3 伝送能率を高めるために高速化	主管庁相互間の特別取決めがある場合	第三者のために国際通信
4 伝送能率を高めるために高速化	緊急時及び災害救助時	アマチュア局以外の局との国際通信

B-1 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を ア ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 イ 以内にその免許状を ウ しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく エ の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の規定に違反した者は、 オ 以下の罰金に処する。

1 廃止した	2 10日	3 廃棄	4 送信装置	5 30万円
6 廃止する	7 1箇月	8 返納	9 空中線	10 50万円

B-2 次の表のアからオまでの各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

区分	電波の型式の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	A2B	振幅変調であって両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	電信であって自動受信を目的とするもの
イ	C3F	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
ウ	D3C	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	アナログ信号である単一チャネルのもの	ファクシミリ
エ	F1E	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
オ	G7D	角度変調であって位置変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

B-3 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に であること。
- (2) 通信を行うため であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| 1 通信の相手方若しくは通事項 | 2 通信の相手方 |
| 3 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信 | 4 非常通信 |
| 5 無線設備の設置場所 | 6 無線設備の工事設計 |
| 7 記載されたものの範囲内 | 8 記載されたもの |
| 9 十分なもの | 10 必要最小のもの |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア FOXTROT	••-• ---- -••- - ••• ---- -
イ GOLF	---• ---- •••• ••••
ウ HOTEL	•••• ---- - •••
エ INDIA	•• -• -•• •• •-
オ JULIETT	•---- ••- •-• •• • - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して イ 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する ア が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に ウ させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに エ しなければならない。
- ④ ①の規定によって電波の発射を停止された無線局を運用した者は、 オ 又は100万円以下の罰金に処する。

- | | | | |
|--------------|-------------|-----------|----------------|
| 1 電波の型式及び周波数 | 2 電波の質 | 3 臨時に | 4 3箇月以内の期間を定めて |
| 5 職員を派遣し、検査 | 6 電波を試験的に発射 | 7 ①の停止を解除 | 8 その旨を通知 |
| 9 2年以下の懲役 | 10 1年以下の懲役 | | |

B-6 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。
- イ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- ウ アマチュア局は、その伝送中に少なくとも5分ごとに識別信号を伝送しなければならない。
- エ アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
- オ 多数の局が同時に通信するときは、各自の識別信号又はすべての関係局の識別表示を伝送しなければならないとの要件は適用しない。